消々錄

明治卅六年十月

五

特別
イ4
1919
160

38- 8959

176437

續志園記

夫孝之首、莫大於繼父祖之志、孔子言之、子思述之、吾曹亦何疑、為人之父祖者、孰不欲子孫之紹其緒、是以孝子慈孫、忠厚

而任吾別墅之志、擇地久之、舍後涔池、幸隔中嶋
村、壤地相接、大起土功、優其直、作飯食之、
則無幾可全治也、先子旌恒視人之急、猶視己之
急也、地下若有知之、冥助為、且基趾既成、則
四面涔池、不待多貲、而為新舍為、殖田徒志、而
故小戸之急、此時為然、不可失也、涔池者、土直家
教家分而有之、募以高價、或以田換之、盡為市
嶋氏之有、乃聚小戸之不能自食者、告之曰、中
嶋村中余所有之地内有園田、隱然而隆起、不
可以灌溉也、沃土而黄壤、徒種菜瓜可惜、將籠
之填涔池、以為別墅之基址、仍約五人為伍、輸
各六尺之土者、雇以一方金、不能伍者、以是為
率、小戸流氓、陸續而趨之、日中餉之以五合飯、
不擇男女老弱而附之、役徒大衆、以為土望外
相謂曰、瞞苦糟糠猶不得飽、今有白粲又有
青錢、仰可以供養未老親、其餘足以撫育妻
孥、有感激而垂涕泣者、其賜不可諼也、起
役數月、謂之曰、余之始願欲救泚等之急耳、今
米價頗賤、斬其休矣、望年之倍容鼠、
小戸聯署、請復土役如前日、許之、土役凡五
年餘、畢功、小戸流氓、得舉火而不絶焉、市
島氏田園茅廬、遠在他郡者、置莊管艾

收入、就中出雲時鎮所轄之福嶋新田以下七邑、個
最苦食、先廣開之土五千金、斟酌窮之、漸浅
償之、每事盡情矣、先廣
之恩惠、豈可以數量哉、比版築既畢、而屋宇
將構、湊池盡為膏腴之田、鄉所謂隆起之圃
変為水田、相合而同畝、一町無際、果如所策矣、
謂官家之儀、或益稅若干、方今異年、二百餘年、
吾歳增、官家於壌地最盡心、是以墾開之功
為大、別墅園中唯植花木松杉、自然取趣、其不
好性観也、以矣、先廣既没、長子宗舗嗣、一遵
乃父成迹、而不敢侈也、徴園名於内義公基、并

記其事、公基命之曰繼志、乃父受乃祖之命而
築作為繼其志也、何俟金言、救荒之惠、益
歳出倹恤之心、奉乃祖遺訓之效也、公基之於
市嶋氏、譲之蓋三世、乃祖勤倹而慈惠、乃父豪
邁而務施、嗣子謹慎而守約、事為施設、雖如
不同、其不失不忍之心也一、可不謂繼其志乎、恭
惟、市嶋氏祖宗以来、国守官家教令、督責佃
戸不怠、官家許以世称性氏、挙賢刀、又加勲
三口俸、斯不亦繼其志乎、是以累世隆盛、
州中少其比、繼志之不可已也如是、孫子謹而
守之、則豈啻市嶋氏隆興之福而已哉、柳公

農民個々之幸也、将利貢砥、建之園中、於是乎記、

北沢之東お野のにて、中嶋村の高原お野手と、地形を生ずる北斜を築き、其を以て風砂（ヂギヤウ）を防ぐ例也、（ヂギヤウ）を防ぐ呼び、園地をとりまきたるものにて、園ありてことをなすを北沢の農者を村山落とよび、高砂村刻し園中を貫流す、是亦里すもの、戊辰の兵燹を罹ることなくやすく

東京府農業

の政者を出さんとを堰みひ
ずと雖も早稲の園も飲の中も海猟うて
ことそうく、流なその薄路を流なその
あ手の間のあらん、こんを全ずの地
ず、あ堰を、こんを政らしいう業を出
すやしと徐逸する、まことを初めて
いとの、流なそうくことのうへ、現る薄路
路の前を二十間を卸刷しとことふ
ことの当をあるも、歩政当を流なる
のそれ年月を経ても、あるるあと
みを田畝名の事を言うのうを有うくを流

東京横濱製

をれそ歟をを奉事今下はし共内
三千円を歟納むること
そそそそそそ
いふ高をそそそついて
ゆの歟そそそ歟未年を理解
八十千円納そそそことをつとめ歟歟下
の歟も気分の勝者そそそそこ
とと、

○帝国文学会の史料展覧会
を観るの記　　十月廿四日

帝国文学会の史料展覧会を
会場に於て観る事を得たり
しを先づ其の前二つ三つ
共学を以て
国の何の
未の足

東京原稿用紙

東京府原圖

伊勢の海を
一海路を後朱
そこそこの
り掛そ海
を渡
船ほ
えそ
がメ
もそ
こ
おこ

東棲扇雪

のおもむき、
一足利尊氏等と十三首のわかれ
　　を述ぶ三条京極より上る
　　時伯母の住む浄土寺へ立ちのく
　　まで思ひ出さ
　　れ、
一大塔宮の令旨
一北条高時亡ぶ
一北畠親房奥州へ
　　下向のこと

親朝と都を大分離れたが、行く先々の出来事や、宮を奉じて吉野へ入る手筈などを報ずる為めに、丈部源次を使として、吉野へ遣はす。

源次は、吉野へ着いて、大体の模様を見て、一度帰つて来た。

一定基の記
　　おもひ出
一義士を不義

九と論評しし処の聞へてもつて

一定祥之記

文化八年二月廿三日の條つ聞
てもつて此の記ることを以て大塩平八郎の乱を
文定祥の大塩平八郎の乱を悟んだことつ
きその経過を悟んだことつ
へてある

一御奉行のつ記

此の記ることを以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
つ聞へてあつて此の記ることを以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ

一享和月次之記

此の記ることを以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
聞へてあつて此の記ることを以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
多の文献を以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
川雪見（挿画を取りしるす）
第二章蛇物語を以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
つ記の物語を以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
ぬを平九郎の乱を以て大塩平八郎の乱を悟んだことつ
あつて

一正多少紀
享保十二丁
ちうれ関白
志摩義士
吉良つと
つてる

一庚子の秋
この事を朝鮮
てる、この
寺和尚の
年八月
る

一条公予朝臣
一日の條
高
の
十
関
三
載
お
寺
解
仇
こ
寺
の
天
十
解
朝
東京原印

津の
お国
とこ
緇素
十一日
の

一天
ひる
おく
おく
ともも

二帖

二帖
大

一幅

例の事不淨を厭ひ
ものを求むるつゝしみ
く西方の一切の文書
ふる勅解の
生ずるつゝしみ
ろづ

又香和文書の
一香を遺文
一香の自筆

三月朔日
こゝろつくし

二通

一 此香を
香木中毒
多くの用
と勅解
岡を
其の香
去り性
その
又淨
一 勅解入
文書の

第九函

上ノ列

一今州氏親書狀越後保坂潤治氏藏
一豐臣秀吉消息東京益田孝氏藏
一豐臣秀吉消息仝
一豐臣秀賴書狀京都慈照院藏
一德川秀忠書狀湯島麟祥院藏

下ノ列

一北條氏康書狀
一北條氏虎ノ朱印伊勢角屋七郎次郎氏藏
一武田信玄朱印市ヶ谷八幡宮藏
一上杉謙信書狀
一織田信長書狀
一朝鮮陣人數書東京飯塚養氏藏
一山中橘內書狀若狹組屋六郎左衞門氏藏
一片桐且元書狀伊勢竹內文平氏藏
一琉球王書翰東京二階堂蕃氏藏

第十函

一大日本史料
一大日本古文書
一花押彙纂
一印影彙纂

東京帝國大學文科大學

史料編纂掛第二回展覽會陳列品觀覽順目錄

明治三十六年十月二十三日二十四日

第一區

上ノ列

一南蠻人上陸ノ圖
一伊東滿所書狀
一伊東滿所自署幷封印
一日本使節ローマ着紀念銅牌
一支倉六右衛門肖像
一支倉六右衛門署名幷花押
一德川家康渡海免許朱印
一慶長十四年オランダ人ヘノ渡海免許朱印
一元和三年オランダ人ヘノ渡海免許朱印
一安南國瑞公書翰二枚
一耶蘇紀元第十六世紀イスパニヤ人作日本地圖
一耶蘇紀元第十七世紀肥前平戸地圖
一寛政十年オランダ船難破ノ圖
一セピヤ文書

下ノ列

一南蠻寺屏風三枚
一伊達政宗書狀
一德川家康書狀
一德川秀忠書狀
一南蠻船圖
一耶蘇紀元第十七世紀頃イスパニヤ人作日本地圖
一長崎出島オランダ人居留地圖
一オランダ船難破ノ圖
一平戸蘭館往復書翰集

第二區

上ノ列

一家康渡海免許朱印大阪末吉勘四郎氏藏
一秀忠渡海免許朱印伊勢角屋七郎次郎氏藏
一家光渡海免許朱印
一家綱渡海免許朱印
一綱吉渡海免許朱印
一家重渡海免許朱印
一家治渡海免許朱印
一家齊渡海免許朱印
一家定渡海免許朱印
一家光枕屏風地圖東京北村泰一氏藏

下ノ列

一皮製航海地圖大阪末吉勘四郎氏藏
一家康分國渡海免許朱印伊勢角屋七郎次郎氏藏
一皮製航海地圖全
一安南國往復書翰全
一ジヤガタラ在留日本婦人ノ文全
一吉宗渡海免許朱印全
一家慶渡海免許朱印全
一家茂渡海免許朱印全

第三區

上ノ列

一天平十一年寫經校生勘紙帳奈良橋井善次郎氏藏
一智證大師行歷抄近江石山寺藏
一弘法大師遺告高野山藏
一天祿四年東寺傳法供牒東寺藏
一長承三年民部省牒高野山藏
一美福門院令旨高野山藏

下ノ列

一實龜元年奉寫經所納錢帳奈良橋井善次郎氏藏
一萬壽二年榮山寺牒大和榮山寺藏
一觀世音寺文書保安元年公驗
一永曆元年起請文大和榮山寺藏

第四區

上ノ列

一源賴朝書狀高野山藏
一西行法師書狀全
一高野山衆阿上人手印寄進狀全
一文覺上人書狀案神護寺藏
一承久三年日次記仁和寺藏
一萬里小路宣房佛舍利奉請狀東寺藏
一萬里小路藤房佛舍利奉請狀全

下ノ列

一源義經請文高野山藏
一北條時政請文全
一文覺上人書狀全
一高野山衆阿上人手印寄進狀全
一文永八年鎌倉幕府御敎書東京二階堂氏藏
一正應五年鎌倉幕府御敎書全

第五區

東京帝國大學藏書

第三區

上ノ列

一天平十一年寫經校生勘紙帳奈良橋井善次郎氏藏
一智證大師行歷抄近江石山寺藏
一弘法大師遺告高野山藏
一天祿四年東寺傳法供牒東寺藏
一長承三年民部省牒高野山藏
一美福門院令旨高野山藏

第四區

上ノ列

一源賴朝書狀高野山藏
一西行法師書狀全
一高野山鑁阿上人手印寄進狀全
一文永八年鎌倉幕府御敎書東京二階堂都氏藏
一正應五年鎌倉幕府御敎書全

下ノ列

一寶龜元年奉寫經所納錢帳奈良橋井善次郎氏藏
一萬壽二年榮山寺牒大和榮山寺藏
一觀世音寺文書保安元年公驗
一永曆元年起請文大和榮山寺藏

第五區

上ノ列

一大塔宮令旨和泉久米田寺藏
一少貳貞經書狀
一大友貞宗書狀
一雜訴決斷所牒
一北畠親房自筆狀伊勢結城朝嘉氏藏
一北畠顯家書狀攝津小西新右衛門氏藏

下ノ列

一楠木正成書狀和泉久米田寺藏
一楠木正儀書狀全
一光明寺殘篇伊勢光明寺藏
一結城宗廣事蹟覺書伊勢結城朝嘉氏藏
一結城宗廣妻消息伊勢光明寺藏
一南朝公武社寺文書伊勢竹內文平氏藏
一續觀世音三十三首和歌備後淨土寺藏

第六區

上ノ列

一大寶二年筑前川邊里戶籍
一神龜三年山背國計帳
一鑑眞和尚書狀
一天平勝寶八歲造東大寺司牒
一天平寶字四年封戶議定勅書甲
一天平寶字四年封戶議定勅書乙
一天平勝寶八歲攝津國水無瀨繪圖
一天平寶字三年越中國丈部野地圖
一天平寶字三年越中國伊加流伎野地圖
一傳敎大師受戒僧綱牒
一延曆八年勅旨所牒
一貞觀十三年太政官牒
一長承二年平忠盛下文
一長承二年平忠盛書狀

下ノ列

一天平七年周防國正稅帳
一天平二十年家地賣買券
一天平勝寶元年墾田賣買券
一東大寺獻物帳一
一東大寺獻物帳二
一天平寶字三年越前國棄置村地圖
一天平神護二年越前國棄置村地圖
一弘法大師灌頂歷名
一慈慧大師遺狀
一慈慧大師遺狀裏書花押
一沙彌慶清度牒

第七區

上ノ列

一日蓮上人消息
一萬里小路宣房筆法華經
一萬里小路藤房筆佛舍利奉請狀
一日野資朝筆法華經
一千種忠顯奉綸旨
一明極和尚筆蹟
一名和長年軍勢催促狀

下ノ列

一日蓮上人消息
一傳楠木正成筆法華經奧書
一楠木正成書狀
一楠木正行書狀
一楠木正儀書狀
一楠木正時書狀
一楠木正近書狀

第五區

上ノ列

一大塔宮令旨和泉久米田寺藏
一少貳貞經書狀
一大友貞宗書狀
一雜訴決斷所牒
一北畠親房自筆狀伊勢結城朝嘉氏藏
一北畠顯家書狀攝津小西新右衛門氏藏

下ノ列

一楠木正成書狀和泉久米田寺藏
一楠木正儀書狀仝
一光明寺殘篇伊勢光明寺藏
一結城宗廣事蹟覺書伊勢結城朝嘉氏藏
一結城宗廣妻消息伊勢光明寺藏
一南朝公武社寺文書伊勢竹內文平氏藏
一續觀世音三十三首和歌備後淨土寺藏

第六區

上ノ列

一大寶二年筑前川邊里戶籍
一神龜三年山背國計帳
一鑑眞和尙書狀
一天平勝寶八歲造東大寺司牒
一天平寶字四年封戶議定勅書甲
一天平寶字四年封戶議定勅書乙
一天平勝寶八歲攝津國水無瀨繪圖
一天平寶字三年越中國丈部野地圖
一天平寶字三年越中國伊加流伎野地圖
一傳敎大師受戒僧綱牒
一延曆八年勅旨所牒
一貞觀十三年太政官牒
一長承二年平忠盛下文
一長承二年平忠盛書狀

下ノ列

一天平七年周防國正稅帳
一天平二十年家地賣買券
一天平勝寶元年墾田賣買券
一東大寺獻物帳一
一東大寺獻物帳二
一天平寶字三年越前國糞置村地圖
一天平神護二年越前國糞置村地圖
一弘法大師灌頂歷名
一慈慧大師遺狀
一慈慧大師遺狀裏書花押
一沙彌慶清度牒

第七區

上ノ列

一日蓮上人消息
一萬里小路宣房筆法華經
一萬里小路藤房筆佛舍利奉請狀
一日野資朝筆法華經
一千種忠顯奉綸旨
一明極和尙筆蹟
一名和長年軍勢催促狀
一史徵墨寶一、二編

下ノ列

一日蓮上人消息
一傳楠木正成筆法華經奧書
一楠木正成書狀
一楠木正行書狀
一楠木正儀書狀
一楠木正時書狀
一楠木正近書狀
一史徵墨寶一、二編

第八區

上ノ列

一笠仙印可狀若狹高成寺藏
一義覺僧正戒牒醍醐三寶院藏
一滿濟准后日記仝
一實隆公記伯爵三條四公九氏藏
一時慶卿記伯爵大谷光瑞氏藏
一兼香公記公爵一條實輝氏藏
一定基卿記子爵野宮定穀氏藏
一定祥卿記

下ノ列

一曆應三年起請文
一滿濟准后戒牒醍醐三寶院藏
一足利義滿自筆書狀宮內省圖書寮藏
一足利義敎御敎書仝
一足利義政御敎書仝
一賢俊日記醍醐三寶院藏
一言繼卿記
一義演准后日記醍醐三寶院藏
一基熙公記
一園台院宮御日記公爵近衛篤麿氏藏
一齋藤月岑日記
一加藤千蔭母日記

第九區

上ノ列

一今州氏親書狀越後保坂潤治氏藏
一豐臣秀吉消息東京益田孝氏藏
一豐臣秀吉消息仝
一豐臣秀賴書狀京都慈照院藏
一德川秀忠書狀渭島麟祥院藏

第十區

一大日本史料
一大日本古文書
一花押彙纂
一印影彙纂

下ノ列

一北條氏康書狀
一北條氏虎ノ朱印伊勢角屋七郎次郎氏藏
一武田信玄朱印市ヶ谷八幡宮藏
一上杉謙信書狀
一織田信長書狀
一朝鮮陣人數書東京飯塚養氏藏
一山中橘內書狀若狹組屋六郎左衛門氏藏
一片桐且元書狀伊勢竹內文平氏藏
一琉球王書翰東京二階堂薇氏藏

第十一區

上ノ列

一後陽成天皇女房奉書
一秀吉ヨリ高山國ニ與フル書
一豐臣秀吉朝鮮入道程次第書
一蔚山籠城記
一豐臣秀吉內書
一小西行長朝鮮陣書狀
一豐臣秀吉朝鮮陣朱印
一豐臣秀吉朝鮮陣中掟書
一豐臣秀吉遺言狀 二通
一玄朔道三配劑錄文祿二年蒲生氏鄉ノ病狀記
一簗田道忠書狀疵瞽ノ事
一源賴信告文
一信西筆明堂ノ圖
一蒙古征伐ノ文書
一趙良弼書翰
一異國來航ニ就テノ綸旨
一異國船渡來一件沙汰書

下ノ列

一天正二十年秀吉書翰
一朝鮮陣首鼻請取證文
一朝鮮陣人數書及條目
一織田信長血判起請文
一豐臣秀吉毛利輝元邸御成記
一天正十六年豐臣秀吉禁制
一福島正則末路ニ關スル文書
一慶長九年傳馬朱印
一池田光政筆法華經
一相良文書
一其他影寫書類數種

第十二區

上ノ列

一豐臣秀吉肖像 二種
一家康天海對坐圖
一山內一豐肖像
一山內一豐夫人見性院肖像
一松平秀康肖像 二種
一榊原康政肖像 二種
一加藤清正肖像
一細川幽齋肖像及自筆狀
一黑田長政肖像
一黑田長政春屋和尙對面圖
一兌長老肖像
一木下長嘯子肖像
一津輕爲信肖像
一酒井重忠肖像

下ノ列

一豐臣秀吉自筆狀 二種
一家康自筆和歌
一山內一豐自筆狀
一見性院自筆狀
一松平秀康自筆狀
一榊原康政自筆狀
一福島正則肖像
一立花宗茂肖像
一稻葉貞通肖像
一生駒親正肖像
一戶田一西肖像
一南化和尙肖像
一角倉了以肖像
一大峯山上藏王堂勸進帳奧書松花堂筆

一信西筆明堂ノ圖
一蒙古征伐ノ文書
一趙良弼書翰
一異國來航ニ就テノ綸旨
一異國船渡來一件沙汰書

第十二區

上ノ列

一豐臣秀吉肖像　二種
一家康自筆和歌
一家康天海對坐圖
一山内一豐肖像
一山内一豐夫人見性院肖像
一松平秀康肖像　二種
一榊原康政肖像　二種
一榊原康政自筆狀
一加藤清正肖像
一細川幽齋肖像及自筆狀
一黑田長政肖像
一黑田長政春屋和尚對面圖
一兎長老肖像
一木下長嘯子肖像
一津輕爲信肖像
一酒井重忠肖像
一酒井忠世肖像
一浮田秀家自筆狀

下ノ列

一豐臣秀吉自筆狀　二種
一家康自筆和歌
一山内一豐自筆狀
一見性院自筆狀
一松平秀康自筆狀
一榊原康政自筆狀
一福島正則肖像
一立花宗茂肖像
一稻葉貞通肖像
一生駒親正肖像
一戶田一西肖像
一南化和尚肖像
一角倉了以肖像
一大峯山上藏王堂勸進帳奥書松花堂筆

第十三區

上ノ列

一後宇多法皇御自署高野山大塔緣起高野山藏
一光格天皇宸筆勅書聖護院藏
一後陽成天皇宸筆阿彌陀經（正親町天皇御願字）醍醐三寶院藏
一後陽成天皇御贊南院國師肖像
一後奈良天皇宸筆心經
一後西院天皇宸翰

第十四區

一朝鮮使節來聘繪卷子曾祕元興朝氏藏
一淺草寺緣起繪卷
一春日神幸圖　二種
一東鞣地方紀行
一山陵圖

下ノ列

一後醍醐天皇宸翰仁和寺藏
一後醍醐天皇綸旨備後淨土寺藏
一後醍醐天皇綸旨
一櫻町天皇宸筆心經仁和寺藏
一光格天皇宸筆藥師經全
　濟仁法親王御奥書添

第十五區

上ノ列

一血判彌陀眞影　二種
一長篠合戰繪屏風
一風俗繪古屏風　二種
一豐國祭圖屏風
一花見古屏風　二種
一煙草盆
一古硯筆東大寺大佛殿元祿造營繪卷
一一里塚　二種

下ノ列

一長久手合戰繪屏風　四種
一江戶日本橋圖
一江戶城本丸圖
一江戶京橋圖
一小田原城圖
一箱根關所圖
一富士川圖
一大名行列清見通行圖
一大井川圖
一荒井關所圖
一京都二條城圖
一過所札

肖像

一後陽成天皇宸影
一後水尾天皇宸影
一後光明天皇宸影
一滿濟准后肖像
一毛利元就肖像
一義演准后肖像
一小早川隆景肖像
一佐々木道譽肖像
一三好長輝肖像

一後奈良天皇宸筆心經
一後西院天皇宸翰

第十四區

一朝鮮使節來聘繪卷子 舟林元興朝氏藏
一淺草寺緣起繪卷
一春日神幸圖 二種
一東鞾地方紀行
一山陵圖

第十五區

上ノ列

一血判彌陀眞影 二種
一長篠合戰繪屏風
一風俗繪古屏風 二種
一豐國祭圖屏風
一花見古屏風 二種
一煙草盆
一古硯筆東大寺大佛殿元祿造營繪卷
一一里塚 二種

下ノ列

一長久手合戰繪屏風 四種
一江戶日本橋圖
一江戶城本丸圖
一江戶京橋圖
一小田原城圖
一箱根關所圖
一富士川圖
一大名行列淸見通行圖
一大井川圖
一荒井關所圖
一京都二條城圖
一過所札

一光格天皇宸筆藥師經全
濟仁法親王御奧書添

肖像

一後陽成天皇宸影
一後水尾天皇宸影
一後光明天皇宸影
一後西院天皇宸影
一櫻町天皇宸影
一光格天皇宸影
一孝明天皇宸影

一波多野秀治肖像 近江南部晉氏藏
一木食上人肖像 高野山藏

一滿濟准后肖像
一毛利元就肖像
一佐々木道誉肖像
一北條早雲肖像
一宇喜多能家肖像
一池田輝政肖像
一前田利家肖像
一前田玄以肖像
一德川家光肖像
一杉田玄白肖像
一大槻盤溪肖像

一義演准后肖像
一小早川隆景肖像
一三好長輝肖像
一淺井長政肖像
一池田光政肖像
一淺野長政肖像
一保科正之肖像
一石川丈山肖像
一德川吉宗肖像
一林述齋肖像
一豐太閤所持扇面圖

一建水分神社縣額 楠本正行奉納
一越中埴生八幡宮禁制札
一切支丹高札
一朱印船旗三旒 伊勢角屋七郎次郎氏藏
一傳馬町獄屋圖
一德川時代土地境論裁許圖

一浮田秀家自筆狀

一後西院天皇宸影
一櫻町天皇宸影
一光格天皇宸影
一孝明天皇宸影

一波多野秀治肖像 近江南部晋氏藏
一木食上人肖像 高野山藏

一建水分神社懸額 楠木正行奉納
一越中埴生八幡宮禁制札
一切支丹高札
一朱印船旗三旒 伊勢角屋七郎次郎氏藏
一傳馬町獄屋圖
一德川時代土地境論裁許圖

一佐久間達堂肖像
一北條早雲肖像
一宇喜多能家肖像
一池田輝政肖像
一前田利家肖像
一前田玄以肖像
一德川家光肖像
一杉田玄白肖像
一大槻盤溪肖像

一三好長輝肖像
一淺井長政肖像
一池田光政肖像
一淺野長政肖像
一保科正之肖像
一石川丈山肖像
一德川吉宗肖像
一林述齋肖像
一豐太閤所持扇面圖

◎長田秋濤氏誹毀事件の證言

長田忠一氏より電報通信社の櫻藤震二氏に對する誹毀事件第二回公判始末書の謄本左の如し

明治卅六年十月二十一日東京區裁判所公廷に於て

判事早川早治、檢事代理牧野英一、書記山田孫太郎

立會公開を許し誹毀被告事件を審判する左の如し

被告人櫻藤震二は身體の拘束を受けたることなく出廷す

辯護人齋藤二郎出廷せり

判事は前回に引續き公判開廷すべき旨を告げ訊問をなしたり

(問)氏名住所年齡職業は(答)氏名内田忠直、年齡嘉永六年一月二十六日生、職業憲兵大佐、住所麹町區一丁目二番地(問)證人は本件被告人櫻藤震二と刑事訴訟法第百廿三條の關係なきや(答)なし

判事は證人に宣誓を命じたり

(問)證人の現職は如何(答)第一憲兵隊長(問)何時より其職なるや(答)明治三十五年十月一日より此職にあり(問)長田忠一なるものが露國公使と交際し居る事實を知るや(答)長田忠一は曾て露國公使館へ出入し居るを聞及びたり又兼て公使の謀官をなしたることも聞及びたり而しながら交際は固より確信せざるや否やは知らず(問)長田が日本の事情を露國へ知らせたと云ふことを聞きたりや(答)明治三十五年十月一日より此職にあり(問)長田忠一なるものが露國公使と交際し居る事實を知るや(答)長田忠一は曾て露國公使館へ出入し居ることも聞及びたり又兼て公使の謀官をなしたることも聞及びたり而しながら交際は固より確信せざるや否やは知らず(問)長田が日本の事情を露國へ知らせたと云ふことを聞きたりや(答)長田忠一は曾て露國公使館へ出入し居ることも聞及びたり又兼て公使の謀官をなしたることも聞及びたり而しながら交際は固より確信せざるや否やは知らず(問)長田が日本の事情を露國へ知らせたと云ふことを聞きたりや(答)

は現今の注意人物としてはありますが櫻藤震二の誹毀事件の證人としては左樣なることを陳述するに及ばずと思ふ(問)櫻藤震二誹毀罪被告事件に付き必要ありて證人として呼出したる次第であるとの其注意人物としてある譯は如何(答)既往現在の行動に就て視察す可きものとしてあるけれども未だ何等の證跡を得たることを聞及びたることなし(問)日本の軍事其他外交上の事を露國へ知らせたることを聞及びたることなきや(答)未だ左樣なることを聞いたことはありません單に風說に過ぎないのである(問)如何なる風說なりや(答)忠一は公使館へ出入し書記官其他の官員と親密であると云ふことです現今の彼が生活上を見ても頗る奢り居ると云ふことで其邊が甚だ不思議なる故であります(問)長田忠一を注意するには間ないのであります(問)長田忠一を注意するに至りたるは如何(答)廿七八年の役の頃も甚だ怪しきことありと云ふことを聞及びて居る其等の所より視察す可き人物と思ふて居る

辯護人の請求により證人に左の訊問をなしたり

(問)實査人物と注意人物との二種になり居ると云ふが此二者の區別は如何(答)左樣なる區別は付て居らない

判事は訊問終了の旨を告げ被告人に右證言に付き辯解を爲す可き旨を告げたるに被告人は辯解なしと陳述せり

判事は渡邊喜平次に左の訊問をなしたり

(問)氏名年齡職業、住所は(答)氏名渡邊喜平次年齡明治十年十二月生、職業無業、住所麻布簞笥町十番地(問)本件被告人を刑事訴訟法第百廿三條の關係なきや(答)なし

判事は證人に宣誓を命じたり

(問)證人は長田忠一なるものを知るや(答)一寸見たる丈で親しく話したることはありません(問)證人は電報通信社に居りたるや(答)明治三十五年六月頃より三週間許前迄居りました(問)證人は明治三十六年八月廿九日電報通信五百八十一號に記載せる長田忠一のことを取調べたるや(答)取調べたることもあります(問)其れは如何なる方法に依て取調べたるや(答)其は憲兵に知人もあり長田忠一の知人にも知りたるものもあり其他役所の向へも出入しますから是等の點から調べたのです(問)忠一は露國の探偵なることを知た證據ありや又確信したる固より確信すべき人より聞きたるが故に確信せり(問)單に人より聞きたるだけか(答)左樣多くは聞きたる丈なり(問)何にか忠一の行ひより露國の探偵なりと信じたることありや(答)證人は憲兵に知人あり或る日其者と共に本郷の今庄と云ふ料理屋へ行き雜談中世には好い顏をして居りながらも鼻もあると云ふ話が出て長田忠一も鼻いとの話をなし次で同人は廿七八年の頃も露國の書記官と親しくして居るとの話になり益ゝ信ずるに至れり又警視廳の人に聞くと忠一は待合の林家、新喜樂、湖月紅葉館に出入して露國公使館員又は同國人と密會したりとのことなり又彼は早稻田專門學校より四十圓三井家より八十圓其他紫議院よりの分を合すると少くも三百圓の收入なくんば爲し能はざる位のものなり日本人より左樣に入る可き道なき筈なる故露探なりと云ふことであります(問)其れは如何なる點より露探なりと判斷したり(問)實査人物と注意人物とに區別しあるや又警視廳では實査人物と注意人物とに區別しあるや(答)忠一が牛込警察署長に左樣なる意味を尋ねたことがあると聞たことがあります又實査注意と云ふ樣な名は付けてないけれども其分け方に付ては二種類ゞあるか(答)露國公使館員其他不思議なる人なりや(答)宮中寫眞のことも聞きましたが直接に聞きたと云ふことです(問)忠一が待合等で如何なる人と會したりや(答)日は知らず(問)忠一は待合等で如何なる人と會したりや(答)日は知らず(問)夫は何時のことか(答)

辯護士は早川千吉郎及陸軍大學校長に證人として喚問ありたしと請求せり
檢事は右請求は必要なしと陳述せり
判事は右請求は却下すと宣言せり
被告人は自分に於ても忠一の身上に付ては充分の確信すべきことを研究して居りまず自分が臺灣に居りたることあり亦北淸事件の列國兵の暴行に關し聞及びたることあり亦忠一の行爲上より大に確信す可き點ありと陳述せり
判事は檢事廷に於ける長田忠一の聞取書を讀聞け辯解を求めたるに被告人は其れは相違の旨を辯解したり
判事は被告に前科なきやを問ひたるになしと答へたり
辯護人は被告利益の爲めに取調べたきことあるに付き公判延期ありたしと請求せり
判事は右請求を許可し來る十一月二日午前十時開廷す可き旨を告げ同時出廷を命じて閉廷したり
明治三十六年十月廿一日
東京區裁判所
裁判所書記　山田孫太郎
判事　早川早治

東京原製

東京日日新聞

○第一節を略して千申二月廿五日附の書面の中の段ふ賀ひあつても用談を西の内の程ふ賀ひあつても用談を西の内の程ふ賀ひあるうち大きさうでありしかし〻を編片面摺ひあり二図のごとく摺たり題辞を隷書のカゴ字にて文の意を記の摸様うねりて三、四ヶ所仕切りありて一番初めと次に書く報とを摸うある太

河竹もくあみ一代記
あらすじ
江戸浅草猿若町の芝居茶屋「一力」の娘お竹は、幼馴染の役者中村芝翫と将来を誓い合う仲であったが、芝翫は江戸三座の一つ中村座の座元中村勘三郎の養子となり、お竹とは身分違いとなる。お竹は芝翫を慕いながらも、勘三郎の勧めで、芝翫の弟子で女形の中村福助と結婚する。しかし福助は芸に身が入らず、放蕩三昧の末、お竹と離別する。お竹は一人娘を連れて実家に戻り、茶屋を切り盛りしながら、芝翫の舞台を陰から支え続ける。芝翫は後に五代目中村歌右衛門を襲名し、名女形として大成する。お竹は芝翫の死後、その遺志を継いで、歌右衛門の芸を後世に伝えるべく、自伝『もくあみ』を執筆する。

全部モリ田産ニオイテ河原サキ権之助八九代目団十郎トナリ改名投込トシテ歌舞十八番ノ内助六揚巻ヲ興行キヨウヲ実事ヲ示サンガ為ニ文化文政ノ頃ヨリ岩井紫若ヤクハ八代目市四郎トナリ改名投込トシテ歌舞十八番ノ内助六揚巻ヲ興行キヨウヲ実事ヲ示サンガ為ニ文化文政ノ頃

コノゴロシン橋ヘンノ料理店弦妓ノ揚代ヲ払ハサルユエンカ全盛シテ女マヲ子キニ在セスト却テ牛家店及ビ二葭店芸者マヲ子キニハキンゼントシテ出ガナセルヨシ

ソノ為シテ紀文ヲ西洋ノ民ヲ擬ス

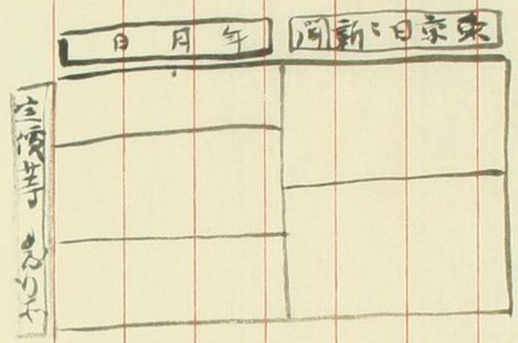

とせる的批評をなしおう
記事の記事を以て高的の学説を主張の如し
十二號も体裁の一部改正をなすと二枚の折込
を以て題号を改めたるの外は本紙の印刷をやめて本紙
別刷となせるも印刷本紙別刷の両例のごとしと雖
えども、題字を改めたるは単に題字をメイシヤ
号とせるは単に名称の変更なり

十一號も表題を
元大坂町新聞と改めたるも又記名の外は条例氏名
氏名の性を列記するの外は体裁前号同
十六號も体裁を改めたるも又前号に
社の住所を改めたるも即ち
題額を国の如くしたる外本紙
をもちゐ四號活字を以つ
て印刷せり
活字も体裁も普通のもの
より大なる辞句を訣けり

明治十年七月廿六日、三菱汽船会社ヲ郵便汽船三菱会社ト改メ、其ノ社則ヲ変シ、其ノ第一則ニ曰ク、

一、此ノ会社ヲ名ケテ郵便汽船三菱会社ト称ス、

従来ノ社則ニ郵便ノ字ヲ冠スルコトヲ記サヾリシハ、其ノ郵便ノ事業ハ会社ノ本務ニ非ズシテ、政府ノ命ヲ奉ジテ之ヲ営ムノ義ヲ明ニシ、以テ後来ノ紛擾ヲ防ガンガ為メニ外ナラズ、

此ノ年十月十日ト記セリ、

此ノ年八月、三井ノ番組ヲ改メテ、三井組ノ称ヲ廃シ、三井八郎右衛門、三井武之助、三井三郎助ノ三名ヲ以テ三井組ノ名ヲ代表スルノ人トナシ、其ノ組ノ名ヲ以テ、別ニ一社ヲ創立シ、之ヲ三井会社ト称シ、其ノ社則ヲ定メテ曰ク、

一、此ノ会社ハ三井組ノ名ヲ以テ、三井八郎右衛門、三井武之助、三井三郎助ノ三名ヲ代表人トシ、其ノ名ヲ以テ之ヲ称ス、

一、此ノ会社ハ三井

七年十二月廿日を以て日体乳業株式会社と大改正をなし
へこれを此ページ右と同じ体裁を以て四頁の冊子
とをもつてまとめ、此冊子を即ち太政官記
事御行御用と称するとともに毎号の首
端より論告文を掲載し、紙幅を矢張り
前面美山景雄、其他をもつて
支払済みを名を掲し、其の大改正
のことをまた記し、又其の住所
もんちょうをも即ち七年四月十五日を以て
記事の住所を記すとともに、此の改
正号を以て前号のごとき

閱覽室

明治三十六年十月

下浣

李叟山人